



スポーツ庁

運動部活動の地域移行について

令和4年7月
地域スポーツ課

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

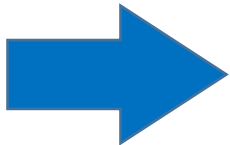
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

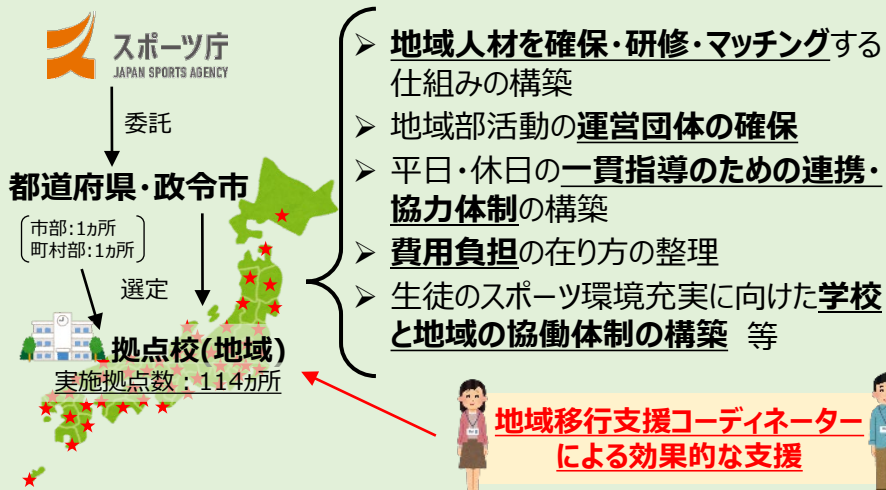


令和3年度より、予算事業として「**地域運動部活動推進事業**」（2億円）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備）

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、**全国各地の拠点校（地域）**において実践研究を実施し、**研究成果を普及**することで、休日の地域部活動の全国展開につなげる。

拠点校（地域）における実践



成果の検証・普及

◆実現方策の検討

⇒ 成果や課題について評価・分析を行い、関係者とともに解決方策や地域の実情に応じた地域移行の進め方を検討



◆地域移行説明会の実施

⇒ 拠点校における優れた取組や成果を域内に展開し、全市町村において取組を促進



情報発信

◆シンポジウムの開催

⇒ 全国における多様な好事例を情報発信し、部活動改革の実現に向けた取組を加速化



II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域での合同部活動によるスポーツ活動機会の充実に向けた実践研究を実施する。
- スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ、短時間で効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施する。

III. 生徒にとって望ましい大会の推進

- 大会の在り方の見直しに向けて、調査・実践研究を実施する。
 - 地方大会の実態を踏まえ、参加大会数の設定や参加大会の精選の考え方・手法等について明らかにする。
 - 令和5年度以降を見据え、学校単位に限らず、生徒の多様なニーズに対応できる大会形式やレギュレーション等の在り方を検討し、先導的なモデルを創出する。



令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日部の活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

- ✓ 現在、47都道府県、12政令指定都市に委託し、受け皿整備等について、市部及び町村部での実践研究を実施。（102市区町村）
- ✓ 地域部活動の受け皿としては、総合型クラブや競技別クラブなど地域のスポーツクラブや、関係団体のとりまとめや総合調整を担う教育委員会等がある。

< 実践研究における部活動の受け皿の状況（事業計画）について >

	計	政令市	市区	町村
①地域スポーツクラブ （総合型クラブ、競技別クラブ等）	41 (40%)	3 (25%)	22 (37%)	16 (53%)
②教育委員会等	24 (24%)	3 (25%)	14 (23%)	7 (23%)
③体育（スポーツ）協会	7 (7%)	0	5 (8%)	2 (7%)
④民間スポーツ事業者	7 (7%)	4 (33%)	4 (7%)	0
⑤競技団体 （陸上協会、サッカー協会等）	6 (6%)	1 (8%)	3 (5%)	2 (7%)
⑥その他 （保護者会、地域学校協働本部等）	17 (17%)	2 (8%)	12 (20%)	3 (10%)
合 計	102 (100%)	12 (100%)	60 (100%)	30 (100%)

※「市区」には、県立学校での取組を含む

令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日部の活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

< 実践研究における主な取組概要について① >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
① 地域スポーツクラブ	茨城県	つくば市	陸上競技 バレーボール ソフトテニス 卓球 野球 剣道 バスケットボール サッカー	・市民団体「洞峰地区文化スポーツ推進協会」 ・総合型スポーツクラブ「つくばFC」	・地域指導者（スポーツクラブ） ・社会人 ・大学生 ・教師（兼職兼業）	・つくばスポーツアカデミー（陸上） ・つくばユナイテッドSun GAIA（バレー） ・つくデニ（ソフトテニス） ・つくば明光卓球クラブ（卓球） ・筑波大学大学院野球コーチング論研究室（野球） ・grow（バスケ） ・谷田部少年剣友会（剣道） ・BCつくば（バスケ）	・校長・PTAを中心に市民クラブを設立し、中学生のスポーツ活動の機会を確保。 ・多種目にわたる地元のクラブチームと連携して、所属の選手が月一回程度、顧問に代わって中学生を指導。
	岐阜県	羽島市	野球 剣道 陸上 ソフトテニス	はしまなごみスポーツクラブ	・地域指導者（総合型クラブ） ・大学生 ・教師（兼業兼職）	・羽島市スポーツ協会 ・岐阜聖徳学園大学	・原則、すべての運動部活動の休日活動をクラブ化。 ・生徒のクラブへの加入は希望制。 ・平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施。
② 教育委員会	山口県	周南市	軟式野球 ソフトテニス バレーボール 卓球	周南市教育委員会	・社会人（自営業・民間企業等） ・教師（兼職兼業） ・部活動指導員	・周南市体育協会 ・周南市首長部局関係課 ・秋月中学校区地域教育ネット ・秋月中学校PTA組織	・教育委員会が中心となり、関係団体と連携して拠点校の全運動部で休日の部活動の地域移行を実施。 ・地域指導者には、運営主体が主催し、研修会を実施。
③ 体育協会	富山県	南砺市	バドミントン ソフトテニス なぎなた ソフトボール	南砺市体育協会	社会人	関係競技団体	・地域の体育・スポーツ団体等による小学校段階から中学校段階までの一貫した指導体制の構築を目指す。 ・休日における部活動や域内大会への参加（引率）を地域の指導者が担い、顧問教員が関わらないあり方について実証し、課題を整理。

令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日部の活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

< 実践研究における主な取組概要について② >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
④ 民間スポーツ事業者	東京都	日野市	陸上競技 バスケットボール	スポーツデータバンク(株)	・地域指導者(コニカミノルタ) ・民間指導者(bjアカデミー)	・コニカミノルタ(株) ・(一社)bjアカデミー ・日野市体育協会	・ 地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導。 ・部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施。
⑤ 競技団体	新潟県	長岡市	バスケットボール サッカー 軟式野球 柔道 ソフトテニス バドミントン	・長岡市バスケットボール協会 ・長岡市サッカー協会 ・長岡市野球協議会 ・長岡市柔道連合会	・地域指導者(競技団体) ・地域指導者(企業チーム) ・教師(兼職兼業) ・部活動指導員	・長岡市学校教育課 ・長岡市スポーツ振興課 ・(公財)長岡市スポーツ協会 ・ヨネックス株式会社	・ 市教委、市スポーツ所管課、市スポーツ協会の連携・調整を図る職員を配置。 ・関係団体横断型で、市における地域部活動を実践。 ・ 地元企業(ヨネックス)と連携した指導者派遣を実施。 ・長岡市スポーツ活動ガイドライン「NAGAOKA SPORTS Compass」に基づく活動の実施。
⑥ その他 (地域学校協働本部)	滋賀県	彦根市	バスケットボール 剣道 ソフトテニス 卓球	中学校区支援地域協議会	地域指導者(スポ少指導者) 退職教員 部活動指導員	彦根市体育協会	・ 「地域学校協働本部」において、地域のスポーツ団体等の協力を得ながら、「土曜日・放課後活動」の一環として実施 することで、今後地域部活動をどの学校でも実践するための方向性を示す。

運動部活動の地域移行に係る先行事例

東京都日野市

- ・ 地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導
- ・ 部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施

運営主体：日野市教育委員会

活動場所：日野第二中学校（生徒数501人）、三沢中学校（生徒数741人）

活動頻度：週に1回（主に土曜日）

指導者：社会人（実業団選手・元選手）、スポーツ団体指導者

謝金：指導者2,252円/1時間（交通費380円/1日）

参加者：75名

参加費：0円

協力：コニカミルタ（株）、日野自動車株式会社、（一社）bjアカデミー、スポーツデータバンク（株）等

岐阜県羽島市立 竹鼻中学校

- ・ 令和3年4月から、休日の運動部活動を総合型地域スポーツクラブの活動に移行
- ・ 休日における活動は、希望する生徒のみが参加
- ・ 平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（はしまなごみスポーツクラブ）

活動場所：竹鼻中学校（生徒数563人）、地域のグラウンド 等

活動頻度：休日

競技種目：野球、サッカー、男女テニス、男女バスケットボール、男女バレーボール、陸上、卓球、剣道、柔道

指導者：クラブの指導者、外部指導者（保護者など）

謝金：1,000円/1回

参加者：300名程度

参加費：500円程度/月（別途要保険料）

富山県朝日町立 朝日中学校

- ・ 令和3年4月から、学校部活動の一部を地域クラブの活動に移行
- ・ 地域クラブ活動の指導者は、原則、従来より学校部活動の指導に関わっている部活動指導員・スポーツエキスパート・競技協会会員であり、学校部活動との連携に取り組む

運営主体：朝日町型部活動コミュニティクラブ

活動場所：朝日中学校（生徒数211人）、隣接する町体育施設（体育館、武道館、屋内・屋外グラウンド、テニス場など）

活動頻度：週1～3回（平日1～2回、休日1回）

競技種目：バスケットボール、柔道、剣道、卓球、陸上、バレーボール、ソフトテニス

指導者：地域指導者（部活動指導員、スポーツエキスパート、競技協会会員）

謝金：6,000円/月 参加者：約130名 参加費：0円

大分県大分市立 野津原中学校

- ・ 令和3年4月から、休日のみならず平日を含めた全ての運動部活動を段階的に総合型地域スポーツクラブに移行
- ・ 中体連主催の大会については、引き続き学校部活動として参加
- ・ 休日の練習試合等はクラブの活動として参加

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（NPO法人七瀬の里Nスポーツクラブ）

活動場所：野津原中学校（生徒数63人）

活動頻度：平日4日、休日1日

競技種目：硬式テニス、男子バスケットボール、女子バレーボール

指導者：クラブの指導者

謝金：1,600円/1時間

参加者：25名

参加費：0円

運動部活動の地域移行に関する検討会議について

趣旨・目的

令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を踏まえ、**運動部活動の地域への移行を着実に実施**するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、**子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築**することを目的として、**運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討**する。

概要

メンバー

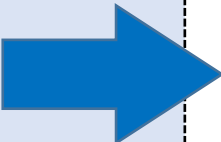
- ✓ 有識者
- ✓ 地方自治体
(教育委員会、スポーツ振興部局)
- ✓ 学校関係者
(全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、
日本PTA全国協議会)
- ✓ スポーツ関係者
(日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、
日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、
笹川スポーツ財団、日本フィットネス産業協会、民間事業者)

主な検討事項

- 1) 地域における受け皿の整備方策
 - 2) 指導者の質及び量の確保方策
 - 3) 運動施設の確保方策
 - 4) 大会の在り方
 - 5) 費用負担の在り方 等
- ※検討対象は主に中学校の部活動とする。



過去の検討会議の情報や提言は、
こちらからご参照ください。
(スポーツ庁ホームページ)



上記メンバーの下で、1～2か月に1回のペースで会議を開催し、検討事項について議論を行い、
令和4年6月6日に、検討会議座長よりスポーツ庁長官へ提言を手交。

運動部活動の地域移行に関する検討会議委員（20名）

有識者 （3名）	○ 内田 匡輔	東海大学体育学部体育学科 教授
	末富 芳	日本大学文理学部教育学科 教授
	◎ 友添 秀則	公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
地方自治体 （4名）	清水 秀一	茨城県教育庁学校教育部保健体育課 課長
	石川 智雄	長岡市教育委員会学校教育課 総括副主幹
	若山 典	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長
	西 政仁	生駒市生涯学習部スポーツ振興課 課長
学校関係者 （3名）	市川 嘉裕	公益財団法人日本中学校体育連盟 副会長
	齊藤 正富	全日本中学校長会総務部 部長
	佐藤 博之	公益社団法人日本PTA全国協議会 副会長
スポーツ関係者 （10名）	池田 敦司	一般社団法人大学スポーツ協会 専務理事
	石井 朗生	公益財団法人日本陸上競技連盟 事務局次長兼経営企画部長
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役
	遠藤 啓一	日本スポーツ少年団 副本部長
	影山 雅永	公益財団法人日本サッカー協会 技術委員会委員、技術委員会育成部会長、ユース育成ダイレクター
	金沢 敬	公益財団法人日本スポーツ協会 事務局次長
	松村 剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会 事務局長
	山本 明	公益財団法人日本バスケットボール協会 強化育成グループ 育成担当 シニアマネージャー
	吉田 智彦	公益財団法人笹川スポーツ財団 研究調査グループ長
	渡邊 優子	総合型地域スポーツクラブ全国協議会 副幹事長

◎：座長 ○：座長代理

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



スポーツ庁

1. 運動部活動の意義と課題

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 参加生徒の状況把握や問題行動の抑制。学校への信頼感、一体感や愛校心の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、**中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行**。
＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人＞
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。
＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）
：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）
：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

2. 目指す姿

目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。
このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。
自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。
部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

3. 改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、
地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、
地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等**を検証し、**更なる改革を推進**
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



- ・ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進計画の策定・実施
- ・公的な支援

4. 運動部活動の地域移行に関する課題への対応

新たな スポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

スポーツ団体 等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

会費や 保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

スポーツ 指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

学習指導 要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルール策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参 加 者	全ての希望する生徒を想定。
実 施 主 体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活 動 内 容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活 動 場 所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 ＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】

【具体的課題への対応】

現 状 と 課 題	求 め ら れ る 対 応
スポーツ団体等の整備充実 (第3章)	○ どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策 (第4章)	○ 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ○ 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。
スポーツ施設の確保方策 (第5章)	○ 公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。 ○ スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の 在り方 (第6章)	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	○令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の 在り方 (第7章)	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。	○学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の 在り方 (第8章)	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	○国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等 の在り方 (第9章)	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。	○学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。

（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を体験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）